

徳川林政史研究所蔵 尾張徳川家文書目録(十八)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「尾張徳川家文書」について収録したものである。「尾張徳川家文書」は、現在、「尾二」～「尾八」の文書群で構成されており、そのうち「尾二」～「尾四」は、昭和一〇年（一九三五）に財団法人尾張徳川黎明会（現在の公益財団法人徳川黎明会）によって開設された蓬左文庫において整理・分類されたもので、「尾五」～「尾八」は、その後当研究所において整理された文書群である。

本号では「尾張徳川家文書目録」（十八）として、「尾五」の文書群のうち、史料番号五〇九―一―五―一八を収録した（「尾五」は本号で終了）。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することが困難であるため、「尾二」～「尾八」までの文書群を複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④作成者（または差出）宛所、⑤形態、⑥数量、⑦備考の七項目を採録した。

一 番号は、原則として、過去に蓬左文庫によって付された枝番号形式の番号を使用したのが、一部については、以前に当研究所において付された番号を使用したものもある。本目録の配列は、この番号の順序にしたがっている。なお、史料の配列や出納・閲覧の都合上、欠番号はそのままにしてある（本号の目録では欠番号はない）。

一 表題は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示した（なお、内題と外題が同じ場合には、（ ）の表記は省略した）。

また、表題のみでは内容の把握が困難と考えられる史料については、必

要に応じて表題の直後に（ ）付きで内容に関する補記を行った。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については、（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がなくても、おおよその作成年代がわかる場合には、（安政年間）、（江戸末期）、（明治初年）などと付して、該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には、（年不詳）とした。刊本・写本の場合は、その史料が刊行または、書写された時点の年次を表記し、刊本のうち、後印本であることが明らかな場合のものについては、初版年次に続いて（ ）付きで後印年次を記した。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）・帖（折本）・卷子などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮して、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での冊数を採用した。

一 備考には、史料の概略や別題、史料の中に挟み込まれた書状・書付・絵図面および綴じ込まれた文書の有無、欠本、合綴、改装の状態など、必要と思われる事柄を*印・※印を付けて適宜記した。

一 複数におよぶ冊子で構成されている史料については、出納や閲覧の便宜のため、原則として各冊ごとの細目を掲載した。細目の各項目における配列は、表題・年月日・作成者（または差出）宛所・形態・備考（冒頭に※を付した）の順とし、それぞれを二文字アキで示したが、該当する項目に記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、当研究所で過去に採録したカードを基礎とし、これに今回の目録に際して改めて実施した内容調査の結果を加えて構成した。なお、本目録は、平成二二年度～同二八年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・春季集中史料整理の成果に拠っている。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員、当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・中村洋子・西光三・藤田英昭・宮原一郎・吉成香澄(以上、非常勤研究員・当時含む)、池ノ谷匡祐・出野雄也・井浪直人・上野恵・萱場真仁・桐生海正・小宮山敏和・櫻庭茂大・柴田愛・高田綾子・高橋伸拓・高山慶子・塚田沙也加・仲泉剛・西田安里・根岸美季・芳賀和樹・橋本佐保・藤井明広・松本剣志郎・宮坂新・山崎久登・横山考之輔(以上、非常勤研究生・当時含む)の三八名である。内容調査、データ入力、および原稿化作業は藤田英昭(研究員)が担当した。

尾張徳川家歴代藩主一覽

代	諱	生没年月日	藩主就任期間	諡号 院号	実父 生母	正室(簾中) 継室
1	義直	慶長五年十一月二八日 慶安三年五月七日	慶長一二年閏四月二六日 慶安三年五月七日	敬公	徳川家康 御龜(相應院)	春姫(高原院、浅野幸長女)
2	光友	寛永二年七月二九日 元禄一三年一〇月一六日	慶安三年六月二八日 元禄六年四月二五日(隠居)	正公	義直 尉(歡喜院)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)
3	綱誠	慶安五年八月二日 元禄一二年六月五日	元禄六年四月二五日 元禄一二年六月五日	誠公	光友 千代姫(靈仙院)	新君(瑩珠院、広幡忠幸女)
4	吉通	元禄二年九月一七日 正徳三年七月二六日	元禄一二年七月一日 正徳三年七月二六日	立公 円覚院	綱誠 下総(本寿院)	輔君(瑞祥院、九条輔実女)
5	五郎太	宝永八年一月九日 正徳三年一〇月一八日	正徳三年八月二九日 正徳三年一〇月一八日	達公 真巖院	吉通 輔君(瑞祥院)	
6	継友	元禄五年二月八日 享保一五年一〇月二七日	正徳三年一月一日 享保一五年一月二七日	暁公 晃禪院	綱誠 和泉(泉光院)	安己君(光雲院、近衛家熙女)
7	宗春	元禄九年一〇月二六日 明和元年一〇月八日	享保一五年一月二八日 元文四年一月二三日(隠居)	暎公 章善院	綱誠 梅津(宣揚院)	
8	宗勝	宝永二年六月二日 宝暦一一年六月二四日	元文四年一月三日 宝暦一一年六月二四日	戴公 賢隆院	松平友著 繁(円珠院)	三姫(宝蓮院、徳川吉通女)
9	宗睦	享保一八年九月二〇日 寛政一一年一二月二四日	宝暦一一年八月五日 寛政一一年一二月二四日	明公 天祥院	宗勝 嘉代(英巖院)	好君(転陵院、近衛家久女)
10	齐朝	寛政五年八月二三日 嘉永三年五月一三日	寛政一二年一月二九日 文政一〇年八月一五日(隠居)	順公	一橋治国 彰君(乘蓮院)	淑姫(清湛院、徳川家齐女)
11	齐温	文政二年五月二九日 天保一〇年三月二六日	文政一〇年八月一五日 天保一〇年三月二六日	偕公 良恭院	徳川家齐 瑠璃(青蓮院)	愛姫(琮樹院、田安齐匡女) 福君(俊恭院、鷹司政熙女)
12	齐荘	文化七年六月一三日 弘化二年七月二〇日	天保一〇年三月二六日 弘化二年七月二〇日	懿公 大覚院	徳川家齐 蝶(速成院)	猶姫(貞慎院、田安齐匡女)
13	慶臧	天保七年六月一五日 嘉永二年五月七日	弘化二年八月二六日 嘉永二年五月七日	欽公 顕曜院	田安齐匡 れい(青松院)	
14	慶勝	文政七年三月一五日 明治一六年八月一日	嘉永二年六月四日 安政五年七月五日(隠居)	文公 賢徳院	松平義建 規姫(真證院)	矩姫(貞徳院、丹羽長富女)
15	茂徳	天保二年五月二日 明治一七年三月六日	安政五年七月五日 文久三年九月一三日(隠居)	顕樹院	松平義建 みさを(陽清院)	政姫(崇松院、丹羽長富女)
16	義宜	安政五年五月二四日 明治八年一二月二四日	文久三年九月一三日 明治八年一二月二四日	靖公 隆徳院	慶勝 多満(禎正院)	

※「御家御統帳」「御日記」「御記録」(徳川林政史研究所所蔵)、「尾張徳川家系譜」(「名古屋叢書三編」第一卷より作成。なお、系譜・家譜によつて生没年月日に若干の相違がある。なお、一六代義宜は当主であつた期間を記す。

番 号 表 題

尾五〇九二(徳川家文書十一)

年月日

作成者(差出↓宛所)

(文政→明治)

形態・数量
横綴 一

- ① 後日見合可相成書付類 明治一五年
※状一四点。
- ② 未開墾地調之節丈量野帳并草生地作人江割渡図面等 (明治)
※状一〇点。
- ③ 年々再問之記 明治八年亥五月
※状一七点。もとは横半。表紙より前四枚も細目③の一部と思われる。
- ④ 宅地願書綴上ヶ畑トモ 明治一〇年九月 徳川邸
※状六点。
- ⑤ 記(愛知郡南柴田新田徳川義禮江壳渡ニ付写) 明治一二年五月五日 支配人同郡豊田村戸長安井吉太郎↓同郡鳴尾村戸長御中
※状三点。絵図二枚とも。
- ⑥ (測量鹿図類) (明治)
※状二〇点。入札証五枚とも。絵図には「瀬戸御茶屋北西江大道通り南側東鈴久山下迄」「松山御茶屋北西之内」「鈴久山之図」「浮島之内元不動寺 西利兵衛起」などと記載されている。
- ⑦ (新規田方ニ相成分絵図) (明治)
※状三点。彩色図。
- ⑧ (岩石払下ニ付書類) (明治)
※状三点。
- ⑨ (測量鹿図類) (明治)
※状五点。絵図には「元金比羅社跡」「向島川田添北側起畑」「土手坪敷」などと記載されている。
- ⑩ (郷村社標柱里程書改ニ付通知) 明治一一年二月一五日 速水氏勉⑩↓徳川邸家従御中
- ⑪ (明治九年・十年分上納金書上) (明治)
⑫ 耕作人名前附替留 明治六年酉一〇月
※状一四点。もとは横。表紙より前三枚も細目⑫の一部と思われる。
- ⑬ 土取場種代渡調牒 明治一〇年丁丑五月
※状一四。もとは横。表紙より前三枚も細目⑬の一部と思われる。
- ⑭ 号外(徴収期限第五期ニ当ル田方地租可相納達) (明治一二年三月二四日 名古屋区長吉田禄在↓数寄屋町・前之川町戸長
※「名古屋区戸長役場」罫紙使用。
- ⑮ 区第九号(市街地租其他税用之儀達) 明治一二年一月一四日 名古屋区長吉田禄在代理 名古屋区書記三角風三↓名古屋区旧用係中
※状三点。
- ⑯ (十三年麦作検見書上) (明治)
※横半か。
- ⑰ (氷室新開用水路諸入費・納屋町家税書上) (明治)

- ⑱ (道数寸法取調書上) (明治)
 ⑲ (七分金勘定書上) (明治) 徳川邸↓
 ⑳ (五ヶ所悪水改修見取図) (明治)
 ㉑ (切起新田畑ニ付書状) (明治一三年)一〇月三日 濱島増蔵・同善十郎↓徳川様御家徒御中
 ㉒ 御新田畑返上届 明治一三年五月一日 濱島善十郎↓家徒御中
 ㉓ 田方入土積 (明治)
 ㉔ (御製茶方返・川船運上金勘定書上) (明治)
 ㉕ 堤防臨時修繕願(本月十三日夜之暴風雨高浪堤防大破ニ付) (明治)
 ※下書きカ。
 ㉖ (杭本数・代金書上) (明治)
 ※綴からはずれた状態で挟み込まれている。
 ㉗ 南柴田新田汐垣出来形積 (明治)
 ㉘ (汐垣出来方積) (明治)
 ※裏面に汐垣の図が記載されている。
 ㉙ (昨十二年度下用途堤防入費内訳) 明治一四年四月二日 飛島新田役場④↓内家邸平松繁殿
 中弓之割(絵図) (明治)
 ※鉛筆書き。
 ㉚ (探出新田其外落札ニ付残金皆納期限) (明治一四年)
 ㉛ 地券証御書換願 (明治)
 ㉜ 七月中御勘定精算下調書 (明治)
 ㉝ (金銭勘定書上) (明治)
 ※後欠。
 ㉞ 記(三十四年分日当書上) (明治)一五年一月一七日 徳川邸↓五味貞鎌外三名
 ※「徳川」罫紙使用。
 ㉟ (残金内訳勘定書上) (明治)
 ㊱ 記(船方新田反別書上) (明治)
 ※状二点。
 ㊲ 高岳院御内仏御屋根所々葺繕ひ御積り書 明治一三年九月 板屋善吉④↓内家御役所
 ※高岳院は徳川家康第六子仙千代の院号で菩提所。
 ㊳ (伊藤本店小払振出シ覚) (明治)
 ㊴ 記(御祭典料書上) (明治)
 ※「從三位様江御備」と記載あり。從三位様は一六代徳川義宜(明治八年没)のことか。
 ㊵ 稲荷新田地佃割税差引 (明治)
 ※状二点。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ④② 記(地価割税上納有之様御取扱被下度) (明治)一三年七月一三日 数寄屋町・前之川町戸長 磯谷正義[㊤]↓徳川殿御家従御中
- ※「名古屋区戸長役場」罫紙使用。
- ④③ 宿立支度料 (明治)
- ④④ 家作取建願(徳川慶勝所持愛知郡上名古屋村字瀬戸前十四番甲宅地借受ニ付) 明治一一年一月一三日 家作主 国島新太郎[㊤]外三人↓愛知県令安場保和殿
- ④⑤ (宗像神社御祭事ニ付出願執行ニ付回答書) (明治)九月七日 須佐之男神社 祠管掌[㊤]↓徳川御家御家従御中
- ④⑥ 寛(竹代金請取ニ付) (明治)三月一九日 竹や甚助↓徳川様
- ④⑦ 証(大田村川両新田堤防費・同地券書換証印稅) (明治)一四年一月七日 吉田太平↓徳川御邸家従御中
- ④⑧ 宅地願(上名古屋村徳川慶勝所持拾四番字瀬戸前拾四番新開試作畑九畝九分之内) 明治一〇年八月 地主従一位徳川慶勝家扶第一区樋之口町拾番屋敷 永田益衛↓愛知県令安場保和殿
- ※状二点。絵図とも。
- ④⑨ 地目交換ニ付上申(徳川慶勝所持名古屋区前之川町拾三番) 明治五年 ↓愛知県令国貞廉平殿
- ※状二点。
- ⑤⑩ 田畑交換願(上名古屋村徳川慶勝所持畑田方ニ仕度) 明治一〇年七月 地主従一位徳川慶勝家扶第一区樋之口町拾番屋敷 永田益衛↓愛知県令安場保和殿
- ※状二点。
- ⑤⑪ (敷地割図) (明治)
- ※「中土戸通り」と記載されている。
- ⑤⑫ (当座預金式千壹百四拾八円余ニ付通知) 明治一四年一月三〇日 名古屋第百三十四国立銀行↓徳川邸御中
- ※状二点。「第百三十四国立銀行便牋」使用。徳川邸からの返書とも。
- ⑤⑬ (十月中金銭勘定書上) (明治)
- ⑤⑭ (十月中取替払精算書) (明治)
- ※もとは横。
- ⑤⑮ 入藤作出来 (明治)二月三日
- ⑤⑯ (銀行返シ金等書上覚) (明治)
- ⑤⑰ 予借金日計簿 (明治)一四年五月
- ※状三点。もとは横半。三枚目が表紙。
- ⑤⑱ 丁張野帳 (明治)一四年一〇月一五日
- ※状二点。絵図あり。
- ⑤⑲ (知多郡大田村字川南御新田堤防御普請関係書類) 明治二二年〜同一三年 深谷清兵衛[㊤]↓徳川御邸御家従殿
- ※状八点。
- ⑥① (金錢書上) (明治)
- ⑥② 杉之内巻ノ小割(小作反別高書上) (明治)六年カ)西七月 徳川邸↓
- ※状六点。もとは横。

- 62 (反別書上) (明治)
 ※状六点。もとは横。
- 63 第十五稔四月中御勘定下調 (明治一五年)
- 64 (地目反別書上) (明治)
 ※状二点。
- 65 (測量籠図) (明治)
 ※状四点。もとは横。
- 66 瓦門際地埋積(埋土見積図) (明治)
- 67 第一区愛知郡上名古屋村内元新邸地等級調 (明治)
 ※状四点。もとは縦。
- 68 御扣地之内家作取建場所模様替之御願 明治一二年二月 第一区才市裏四拾三番屋敷居住 宮田彦三郎↓徳川殿御役所
- 69 上名古屋村反獲米麦割 (明治)
 ※状二点。もとは縦。
- 70 太政官御布告第五十三号(地租徴収期限改定三付) 明治一〇年七月一八日 愛知県令安場保和↓
 ※もとは縦。
- 71 (宗像神社周辺用水路図) (明治)
 家作地拝借願(字梅林五番宅地) 明治一二年卯一〇月二日 佐藤新治⑨↓徳川様 御家従御中
- 72 ※状二点。添書とも。
- 73 御邸前御泉水山内庭土手御池新御堀之図 (明治)
 ※状二点。
- 74 (見込并畑反別書上) (明治)
- 75 (琉球包壺個積送状) 明治一五年五月二六日 東京本所横網町老丁目十九番地 土岐長久↓愛知県下名古屋南山町徳川屋敷 御家扶衆殿行
- 76 拝借田方之義ニ付願(水難凶作ニ付実地御検査被成下度) 明治一四年一月四日 澤田新九郎⑨・加藤新平⑨↓徳川御家従御中
- 77 (日比野次郎所有七朱別金禄公債証書買入ニ付書状) (明治)一四年一月三〇日 井上喬↓土岐長久殿
- 78 願(拝借地不作ニ付御検査) 明治一四年六月五日 名古屋区泥町百四十四屋敷 石黒正吉⑨↓徳川邸御中
- 79 麦作検見願 明治一四年六月 名古屋区吹上町伊藤紋左衛門⑨↓徳川邸 御家従御中
- 80 願書(拝借耕地不出來ニ付巡見被下度) 明治一四年一〇月 石黒正吉⑨外三名↓徳川邸御中
- 81 乍恐後役願(当新田戸長大河内庄五郎辞職ニ付) (明治) 伊藤外六名↓
- 82 (再丈量分名前書上) (明治)
- 83 弾及火薬買入願(銃砲彈藥売買免許商江間理三郎ヨリ買入度) 明治一四年一月 名古屋区深井町九十五番屋敷 平松繁↓愛知県令国貞廉平殿
- 84 (畑・宅地反別書上) (明治)
- 85 起畑頼込順并所附留 明治五年壬申九月
 ※状五点。もとは横。
- 86 記(伊藤支店へ金錢請取ニ付) (明治)四月二日 奥田傳十郎⑨↓徳川御邸 御役所中

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

八

⑧7 記(道直シチン・相応寺車力チン・石取置人足チン請取ニ付) (明治)四月一二日 奥田傳十良⑧↓徳川御邸御役所御中

⑧8 (御土居下等の場所・人名書上) (明治)

※状二点。もとは横。

⑧9 元新邸地々券申請帳惣計書取 (明治)九年八月

※もとは縦。

⑨0 地券之証(尾張国愛知郡名古屋新田知内同国春日井郡大曾根村字於桜畑江飛地式番外) (明治)九年九月 橋本善述↓

※もとは縦。

⑨1 廿五番字鈴文(第壹〜十二号田畑測量図并図解) (明治)

※状七点。もとは縦。

⑨2 (江戸御小納戸日記断簡) (文政七年二月)

※状一〇点。もとは縦。一〜四枚目の紙背が「貢米預帳」(明治八年一二月、新邸)に転用されている。前後反対に綴られている。内容は塚本善右衛門威鉄炮打急度相慎申渡、初午ニ付御深井稲荷社・柳原稲荷社神事、杉田教右衛門剃髮願、規姫臨月祈禱など。

鼻五九三(徳川家文書十二)

(明治)

横綴

一

① 記(西洋袋・半紙・シヤホン・小菊代請取ニ付) (明治) ↓吉田様

② (池田謙斎・伊藤方成・南部一正の名前書上) (明治)

※南部一正は「当時宮内省九等出仕薬剂掛」と記載されている。

③ 記(丈牦壹足代金請取ニ付) (明治)三月三日 伊藤⑨↓吉田様

④ 記(茶糸織并代受取ニ付) (明治)一〇月二八日 丸屋忠七⑨↓吉田様

※印文は「東京浅草茅街壹丁目横町」とあり。

⑤ 記(長門赤銅口輪付其外代金受取ニ付) (明治)九月三日 丸屋忠七⑨↓吉田様

※印文は「東京浅草茅街壹丁目横町」とあり。

⑥ (住所名前書上) (明治)

※「小石川道小石川水道町三十七番地平野勝」と記載されている。

⑦ (御料理車夫代金書上) (明治)

⑧ 記(御筒籠壹対代金請取ニ付) (明治)三月五日 籠や重次郎⑨↓上

⑨ 記(御料理代・てんぶらそば代金受取ニ付) (明治)一月三〇日 川長↓吉田様

⑩ 犬侯へ協議案(故従一位公御分靈御奉迎御祭祀之件ニ付) (明治)一六年 (吉田知行)↓(成瀬正肥)

※故従一位公は十四代・十七代徳川慶勝のこと。

⑪ (香港迄之航路平穩五位公御壮健ニ付書状断簡) (明治)一七年)

※状三点。冒頭のみ三枚あり。下書きカ。五位公は十八代徳川義禮のこと。義禮の英国留学に関する書状と思われる。

⑫ (窮民御救筋之御用途江職禄之内差上度旨願ニ付達) (明治)六月 内田伊右衛門↓

※会計懸り衆の貼紙あり。貼紙に「職禄之内を以引取上納相立善候旨申渡候事」と記載されている。

- 13 (石高書上断簡) (明治)
- 14 (預り米書上) (明治)
- ※川村惣助外四名が記載されている。添書とも。
- 15 (服部善十郎職禄米志石御広敷春入米屋江御渡ニ付書付) (明治)
- 16 (職禄二石之内米志石御相叶間敷ニ付書付) (明治)六月 高津熊治↓
- 17 (払米高百三拾三石御渡申度ニ付書付) (明治)
- 18 (高取六太郎六月渡職禄米三俵) (明治)
- 19 (川村惣助外三名六月渡職禄米三俵) (明治)
- 20 (服部善十郎六月私職禄米三俵) (明治)
- 21 (職禄預り居候分鈴木鏡七郎外七名書上) (明治)
- 22 (六石五斗之内割合書上) (明治)
- 23 (御広敷懸り家扶近侍鈴木三之丞当月二月職務御免ニ付達) (明治)八月 御広敷懸り家扶頭取↓
- 24 (従三位様御馬御用ニ付大泉太兵衛江米式石被下置ニ付達) (明治)六月 戎馬監↓
- ※従三位様は十六代徳川義宜のこと。大泉太兵衛は「五等官を以調馬官」と記載あり。
- 25 九月十二日渡下調(内田伊右衛門外扶持米書上) (明治)
- 26 大九分御扶持方(新御屋敷女中・東御屋敷女中其外) (明治)
- 27 桑山吉三郎初職禄之事(職禄米割を以相渡候様仕度) (明治)九月 桑山吉三郎↓
- 28 記(金銭書上) (明治)
- 29 (払米書上) (明治)
- 30 米出納規則 (明治四年)未二二月
- 31 大申四月份(奥女中外扶持米書上) (明治五年)
- 32 おほへ(松代書上) (明治三年)閏(一〇)月二二日 上入菊左衛門↓
- ※冒頭に「五」と記載あり。
- 33 松入札 (明治三年) 大工甚助↓
- ※冒頭に「四」と記載あり。
- 34 (松代金書上) (明治三年)午一〇月 御屋敷 柚銀蔵^印↓
- ※冒頭に「三」と記載あり。
- 35 入札(松代金書上) (明治三年)一〇月二二日 法華寺町 益本屋清八^印↓
- ※冒頭に「巻」と記載あり。
- 36 入札(松代金書上) (明治三年) 柚喜助↓
- ※冒頭に「式」と記載あり。
- 37 覚(職禄渡り分書上) (明治) 東新町 石原善九郎外一名↓
- 38 未十月分職禄手形之事 (明治四年)一〇月二三日 井村・伊沢↓
- 39 乍恐(御払道具入札ニ付) (明治)九月二四日 柿江屋 周之助↓
- 40 (御払道具入札ニ付通知) (明治)九月二二日 内家局↓小倉屋小八郎・柿江屋周之助外三名

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ④1 (鏡行燈・蓋付桶其外御払道具書上) (明治)
- ④2 覚(三州加茂郡正徳米書上) (明治四年)未二月 丹羽助十郎↓辰巳吉兵衛様
- ④3 記(廣井村田方納米上納ニ付) 明治三年八月一三日 大島彦左衛門④↓徳川邸御中
- ④4 (地所購入ニ付書状) (明治三年三月七日) 堀鉞之丞↓櫻井能信殿
※下ケ札あり。
- ④5 (本所回向院境内大相撲星取表) (明治一八年二月) 東京日本橋区浜町一丁目二十七番地 編輯兼出版人 根岸治右衛門
※摺物。
- ④6 十月中御名代(歴代当主御霊所参詣ニ付) (明治)
- ④7 二月中御名代記名(御宮・熱田・一ノ宮其外) (明治三月)
- ④8 九月中(建中寺・相応寺御霊所参詣名代ニ付書付) (明治一〇月)
- ④9 (二等家従申付其外申渡書) (明治)正月二日 勝野金之丞↓中野惣太郎殿
※本文に従一位様(徳川慶勝)と記載があるので、明治一六年以前。
- ⑤0 (東京市ヶ谷・西京吉田御屋敷修繕ニ付書付) (明治三年)十一月 副家知事↓
※付札あり。
- ⑤1 (東京浅草寿松院名古屋旧官員出張所御呼出ニ付書状) (明治)正月二〇日 名古屋県貫属士族奥田正香↓名古屋県庁御中
- ⑤2 (東京監察使府・鎮将府下の尾張藩士書上) (慶応四年)
※後欠。
- ⑤3 (御小姓頭取・御小性書上) (明治)
- ⑤4 (山の絵) (年不詳)
- ※「北」「西」「東」「南面」と記載されている。
- ⑤5 記(廻章順達ニ付) (明治)二月一九日 稲葉正善家扶↓徳川様 御家扶中様
- ⑤6 (願書差出ニ付書状) (明治) 田宮□□↓徳川様御邸御中
- ⑤7 (泥江町・西柳町宅地坪数書上) (明治)
※実測図とも。
- ⑤8 急通辞(家令・家扶人事書付) (明治)
- ⑤9 (家丁其外給金書上) (明治)
- ⑥0 (家扶・近侍・女中人名書上) (明治)
- ⑥1 (御小納戸御膳番兼帯・小納戸其外人名書上) (明治)
- ⑥2 (家職人事覚書) (明治)

鼻五九三(徳川家文書十三)

(明治六年)同(一〇年)

* 西村七右衛門への貸付金に関するもの。裏表紙が破損している。取扱注意。

- ① (明治六年から同九年までの貸付金及返済分書上) (明治)
- ② (金子借用証文案) (明治)

横綴

一

〔鼻五九一四〕(徳川家文書 十四)

- ③ 西村貸金返済法(金八万円余) (明治)
- ④ 西村七右衛門貸金(金八万円余) (明治)
- ⑤ (米五千俵代金壹万五千円余残金今明日中御差出被下度ニ付書付) (明治)
- ⑥ (貸渡金利子借用方之儀下総国八街開墾地へ抵当として差出ニ付書付) (明治)
- ⑦ 仮証(立替金貳万円受取ニ付) 明治一〇年五月二日 徳川慶勝家令小瀬新太郎代 加藤栄太郎⑩→西村七右衛門殿
- ⑧ 借入金証(下総国八街開墾地之内西村郡司所有地抵当で金四万貳千円借用其外ニ付) 明治九年二月 西村七右衛門・西村郡治→小瀬新太郎殿
※「本所 徳川」 罫紙使用。
- ⑨ 記(深川東元町御邸内に新規建築御土蔵入用請負金五千円受取ニ付) 明治八年九月二七日 西村七右衛門⑩→徳川様 御家從中
※「西村」 罫紙使用。
- ⑩ 願書(高橋御邸内貸蔵新規取建營繕向請負ニ付前金三分一下渡し被下度旨) 明治八年九月 西村七右衛門⑩→徳川 御家從中
※「東京租稅寮印紙売捌所」 罫紙使用。
- ⑪ (深川東元町御邸御蔵初請負前金五千円受取及利子差出ニ付約定書) 明治八年九月二七日 西村七右衛門⑩→徳川様 御家從中
※「東京租稅寮印紙売捌所」 罫紙使用。
- ⑫ 積書(諸材木代其外) (明治) (西村七右衛門)
※形態は縦。
- ⑬ 壹番積書(土蔵四棟分代金其外) 明治八年九月 西村七右衛門⑩
※形態は縦。
- ⑭ 記(石高書上) (明治)
- ⑮ 仕切(老万三千百八拾四円余) (明治六年)西二月 西村七右衛門⑩→徳川殿
※印文に「東京深川東永代町」とあり。
- ⑯ 記(明治八年半々年分其外利足金上納ニ付) (明治)二月二六日 西村七右衛門→
⑰ (利足金書上帳) (明治) (西村七右衛門)
※形態は縦。
- ⑱ 願書(諸材仕出し金返済猶予ニ付) (明治)八年五月三〇日 西村七右衛門⑩→徳川様 御家扶御中
※形態は縦。「西村」 罫紙使用。
- ⑲ 御猶予願(拝借金壹万六千円返納ニ付) 明治八年七月三一日 西村七右衛門⑩→徳川様 御家扶御中
※形態は縦。「西村」 罫紙使用。
- ⑳ (深川御邸御蔵御取建ニ付約定書) 明治九年一月 西村七右衛門⑩→徳川様 御家扶御中
※形態は縦。「東京租稅寮印紙売捌所」 罫紙使用。添証・別紙証とも。
- ㉑ 記(諸材仕出方金三千円返納証書) 明治八年五月 西村七右衛門⑩→徳川様 御家從御中
- ㉒ 記(諸材仕出方金壹万円返納証書) 明治八年五月 西村七右衛門⑩→徳川様 御家從御中

(江戸)明治

- ① 覚(上り地高懸り書上) (江戸)寅二月 上野村庄屋 辻丈助⑩→棚橋忠右衛門殿

※形態は横。

横綴

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

② 覚(飯米代錢代米書上) (江戸)寅二月 上野村庄屋 辻丈助[㊦]↓棚橋忠右衛門殿
※形態は横。

③ 覚(御法事入用書上) (江戸)寅二月 上野村庄屋 辻丈助[㊦]↓棚橋忠右衛門殿
※形態は横。

④ 覚(米・餅米書上) (江戸)寅年一二月
⑤ (御勘定奉行地方公事方兼可被仰付人別夫々繰上三付書状) (江戸)戌二月一〇日
※端裏に「自筆草案」と記載あり。

⑥ 覚(御領米改御用ニ付東野村飯米木錢書付) (江戸)一〇月一六日 平尾甚三郎[㊦]↓右村庄屋
⑦ 覚(輪中村々田方見分ニ付東野村二泊二昼飯米木錢書付) (江戸)寅九月二二日 棚橋忠右衛門[㊦]↓右村庄屋

⑧ 覚(御領知廻村御用ニ付東野村飯米木錢書付) (江戸)二月一〇日 平尾甚三郎[㊦]↓右村庄屋
⑨ (西国之模様最早穩之様子ニ付別啓) (年不詳)
※糊継ぎはがれ。

⑩ 覚(当未年村方勘定渡金之内江当借ニ付) (明治カ)未二二月 松井喜十郎[㊦]↓棚橋忠右衛門殿
⑪ 覚(大豆五斗受取ニ付) (江戸)寅一二月 蓮華寺[㊦]↓辻丈助殿

⑫ 覚(祠堂金利足奉納ニ付) (江戸)寅一二月 蓮華寺[㊦]↓辻丈助殿
⑬ (断簡) (明治カ)未二月晦日 中嶋孝之丞↓棚橋忠衛様・岩田熊次郎様
※差出・宛先のみで本文なし。

⑭ (本文御拝借員数之義ニ付書状断簡) 享保一三申年極
※断簡四点とも。

⑮ 当午年入水村々(郡家村外十八ヶ村被害書上) (明治三年カ)

⑯ (笠松県庁おゐて御処分御調筋ニ付書状) (明治)

⑰ (門戸村本田之内屋敷地返上其外ニ付書状) (明治)一二月 中嶋孝之丞↓棚橋忠衛殿・岩田熊次郎殿
⑱ (門戸村地所引渡方租税振合其外ニ付書状) (明治)二月二五日 中嶋孝之丞↓棚橋忠衛様・岩田熊次郎様

扉五〇九五 (明治五年 徳川家文書 十五) (藩債消却関係)

① (藩債ニ付滞利返却御断之旨頼状) (明治五年)壬申八月 白井武啓↓
② (負債消却方ニ付書状) (明治五年)壬申一〇月 徳川邸↓
③ (負債消却方ニ付書状) (明治五年)壬申一〇月 徳川邸↓

※細目②と同様。

④ 積書(東京廻材木代ニ付) (明治)
⑤ (旧名古屋県より大蔵省江申上相成負債許多消却之途尽力仕度ニ付書状案) (明治五年)五月 御連名↓井関(盛良)権令殿
※端裏に「草稿」と記載されている。

鼻 五九一六 (徳川家文書十六) (地代請取証文)

(明治)

鼻 五九一七 (徳川家文書十七)

(慶応二年) (明治六年)

*御新田金拝借村振替覚入札・道徳前新田に関するもの。

- ① 午年尾州濃州江州御蔵入御免相目録(高五拾八万四千八拾九石式斗壹升六合) (明治三年)
- ② (御新田金拝借村振替之儀ニ付書状) (明治)
- ③ (道徳前新田・船方新田・大里川南新田・津島川口新田・三稻懸廻ニ付書付) (明治五年) 申二月
- ④ (道徳前新田・船方新田・大里川南新田・津島川口新田・三稻新田掛廻其外ニ付書上) (明治五年)
- ⑤ (山縣郡植野村出訴一条ニ付書付案) (年不詳) 八月一〇日
- ⑥ (尾張国・美濃国・近江国・新田高石高書上) (年不詳)
- ⑦ (御蔵御勘定ニ付書付) (明治) 堀田剛蔵↓棚橋忠右衛門様・岩田八九郎様
- ⑧ (御蔵御勘定ニ付返書) (明治) 八月二三日 棚橋忠右衛門↓堀田剛蔵様
- ⑨ 入札(壹番)十二番御払下物代書上 (明治)
- ⑩ (行燈其外壹ばん)十六ばん入札代書上 (明治) 加藤八郎↓
- ⑪ (一)十六入札代書上 (明治) 堀田為三郎↓
- ⑫ 覚(あんとん他壹番)拾八番入札代書上 (明治) 山本屋佐兵衛・丸屋庄蔵・同長蔵↓
- ⑬ (壹はん)十六はん入札代書上 (明治)
- ⑭ 御屋形之分御払物入札(ろ)一(ろ)三十三 (明治四年) 未九月 葭屋孫左衛門↓御屋敷御役所
- ⑮ 入札扣(御船蔵御払物代書上) (明治) 一月九日 戸田町 松屋新七・山口屋五兵衛・みかや新七↓
- ※冒頭に朱書で「七」と記載されている。綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑯ 槽類(御払下代書上) (明治四年) 未一月 船大工 勘之右衛門④↓
- ⑰ 入札(野風呂弁当・赤大薬罐其外代書上) (明治) 卒長戸吉十郎・堀田弥十郎↓
- ⑱ 覚(の)ふる・大やかん其外御払物入札代書上 (明治) 丸屋長蔵↓
- ⑲ 入札(御払下物代書上) (明治四年) 九月 ミの屋豊吉↓
- ⑲ 入札覚(あんど)燭台其外御払物代 (明治四年) 九月 美濃屋九兵衛↓内家方御局
- ⑲ 御払物入札(壹ばん)十七ばん (明治四年) 未九月 辰巳屋竹右衛門・同得蔵↓
- ⑲ 入札(ろ)壹ばん(三十三御払下物代) (明治四年) 九月一八日 吉田屋平兵衛・山本屋茂七↓
- ⑲ 覚(あんと)其外御払下物入札代書上 (明治) 善吉↓
- ⑲ 覚(式)百目代書上 (明治) 三月二日 庄屋↓上
- ⑲ 記(三百十目代書上) (明治) 二月二五日 庄屋↓御川
- ⑲ (福寿印御鉄漿初ニ付縮緬其外書付) (明治) 四月二四日
- ⑲ 覚(大水てき其外払下物代書上) (明治四年) 九月二五日 藤屋清七↓
- ⑲ (御用飛脚壹人)一ト泊札 (慶応元年) 丑二月二九日 上野村↓
- ※細目⑲は一括糊付けされ、綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑲ 覚(岡田助五郎様上下四人御泊)ニ付米銭書付 (慶応二年) 寅二月 上野村庄屋↓

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- 30 覚(御飛脚老入泊り米飯木錢書付) (慶応二年)寅七月 御徒目付↓上野村庄屋
- 31 覚(御用飛脚老入一卜泊札) (慶応二年)寅九月一五日 上野村↓
- 32 覚(御用飛脚老入一卜泊札) (慶応二年)寅一〇月一四日 上野村↓
- 33 覚(御名代松本覚兵衛様上下式人御泊三付米錢書付) (慶応二年)寅一〇月一四日 上野村↓
- 34 覚(御普請見分出張召仕式人一泊三付米錢書付) (慶応二年)寅正月二四日 棚橋忠右衛門[㊦]↓上野村
※細目³⁴⁾、³⁸⁾は一括糊付けされ、綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- 35 覚(御普請所見分出張召仕式人二泊二昼三付米錢書付) (慶応二年)寅正月二三日 棚橋忠右衛門[㊦]↓上野村
- 36 覚(御用飛脚老入一卜泊札) (慶応二年)寅二月一〇日 上野村↓
- 37 覚(飛脚老入一卜泊米錢書付) (慶応二年)寅二月 上野村庄屋↓
- 38 覚(御普請見分出上下四人一昼一泊米錢書付) (慶応二年)寅七月初日 棚橋忠右衛門[㊦]↓上野村
- 39 (緋大紋其外生地代金書上) (明治)
※下ケ札多数あり。
- 40 (絹縮其外代金書上) (明治)
※下ケ札あり。
- 41 覚(米上納三付書上) (明治二年)巳二月 三宅伊右衛門[㊦]↓岩田熊次郎
- 42 覚(御引米書上) (明治二年)
- 43 (道徳前新田其外御扣地御払三付書付) (明治五年)壬申二月 中野熊太郎↓一等家従衆御中
※下ケ札あり。
- 44 (御上下仕様三付礼状) (明治)一月二九日 御細工頭↓御広敷御用達衆様
- 45 覚(五ヶ年引三付) (明治)
- 46 (女中名前・給金書上) (明治二年)
※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
※下ケ札あり。浜の(中老・貞慎院表使)、袖浦(釣姫様中老)、八十野(元表使格・御抱守勤)、染山(釣姫様元若年寄並)らの給金や勤め年数が記載されている。
- 47 (御屋敷玖御入用材木端板三付書状) (明治)四月六日 辰巳彦兵衛↓橋本虎三郎様
- 48 (御屋敷内大工作業三付書付) (明治)二月一六日、二二日
- 49 (大豆式斗六升書上) (明治) 米屋傳兵衛↓
- 50 覚(大豆式斗七升書上) (明治) 代吉↓
- 51 おほへ(米申請三付) (明治)三月三日 米傳↑上様
- 52 覚(飛忠米九石上納三付) (明治)一月二日 成田屋善吉↑上
- 53 覚(金式両沓分相渡三付) (明治)一月八日 米屋傳兵衛↓上
- 54 覚(もみ代三付) (明治)三月二三日 米屋喜兵衛↓上
- 55 覚(もみ米代三付) (明治)三月二七日 米屋傳兵衛↓上様
- 56 (糶書上) (明治)

- 57 御下屋鋪立木御払 明治六年二月
※形態は横。長助・安藤竹三郎・加藤常三郎らの名前が記載されている。
- 58 覚(御下屋鋪五番立木代戻り請取ニ付) (明治六年)三月一九日 萬屋長助[㊦]↓橋本様
- 59 (女中衣類代書上) (明治)
60 (もうそう竹の子代書付) (明治六年)西四月 萱屋町喜三郎↓
※冒頭に朱書で「三」と記載されている。
- 61 入札(金式両三朱) (明治六年)四月一日 山田吉右衛門↓
※冒頭に朱書で「五」と記載されている。
- 62 入札(竹の子代老両式分三朱) (明治六年)四月 中野正恕↓
※冒頭に朱書で「五」と記載されている。
- 63 入札(竹子代式両式分) (明治六年)四月 小川町加藤鎌三郎↓
※冒頭に朱書で「老」と記載されている。
- 64 (竹の子老両式分式朱代) (明治六年) 豊屋 吉兵衛↓
※冒頭に朱書で「四」と記載されている。
- 65 記(竹ノ子代式両老分) (明治六年)西四月 花や新蔵↓
※冒頭に朱書で「六」と記載されている。
- 66 (初度竹の子代書上) (明治六年)
※朱書で書き込みあり。
- 67 記(式度目竹の子代書上) (明治六年)
※朱書で書き込みあり。
- 68 覚(棕櫚皮百枚代) (明治六年)西三月三十一日 新七↓橋本様
※朱書で書き込みあり。
- 69 (元俵代書上) (明治) 成田屋 善蔵↓上
※付札あり。
- 70 覚(未十一月・申八月二日人足代其外書上) (明治五年)申九月 彦七[㊦]↓御内家用様
- 71 (白鳥材木代書付) (明治)五月四日 上内家局↓平田所
- 72 覚(熊野行代金請取ニ付) (明治四年)辛未十一月 山田卯六[㊦]外一名↓
73 (御舟請申度儀有之ニ付出殿願) (明治)一〇月九日 三都 正租懸り↓辰巳吉兵衛殿
※付札あり。
- 74 (縷々貴示被下感泣ニ付礼状) (明治)一〇月二十五日 蟹江史郎↓
75 (両郎初御処置振ニ付書状) (明治)二月一日 辰巳重房↓中齡様
※綴から剝がれた状態で挟み込まれている。朱書で返事が書き込まれている。
- 76 (兼而願置候田地一条痛心其外ニ付書状) (明治)九月一日 内藤能弘↓辰巳重房殿
- 77 (兼而御内命之真野理兵衛事件ニ付書状) (明治)一月一日 (蟹江)史郎↓辰巳君
- 78 (名古屋表御引払御目録之通拝領冥加至極ニ付書状) (明治四年)六月二四日 水野康功(花押)↓井上喬殿・内藤能弘殿

年月日

作成者(差出)宛所

(明治三年)同六年

形態・数量
横綴 一

- ① (先般東京引移り之節御見送り等いたし呉其外ニ付書状) (明治四年) 二二日 内藤(能弘)↓辰巳様
- ② (新邸始御下御談義に及度ニ付書状) (明治五年) 壬申八月二七日 地券掛[㊦]↓辰巳吉兵衛殿
- ③ (相達儀有之明十日出頭有之度ニ付書状) (明治) 一月九日 雑税懸↓辰巳吉兵衛殿
- ④ (安清院売立方其外ニ付書状) (明治)
- ⑤ (丹助一条・東照宮舞樂其外ニ付書状) (明治) 二月一九日 天野壮兵衛↓辰巳重房殿
- ⑥ (華堂住宅之儀ニ付書状) (明治) 夷則(七月) 一七日 勝整(良順)↓辰巳(重房)□長
- ⑦ (勝川年貢米代として四十三円余差出ニ付書状) (明治) 三月九日 (勝野)良順↓巽老先生閣下(辰巳重房)
- ⑧ (米金四円差出取計方ニ付書状) (明治) 一月二五日 松井市兵衛↓辰巳吉兵衛様
- ⑨ 借用金証文之事(正金千両借用案文) (明治) 借主 成田与次兵衛↓徳川御邸 永田益衛殿
※端裏に「成田与次兵衛証書之案」と記載あり。
- ⑩ 証(金貳百円借用案文) 明治三年庚午十一月 借用主 大村金藏・証人 久助↓萬屋茂兵衛殿
※端裏に「大村金藏借用金証書」と記載あり。
- ⑪ (南新田・藪新田其外ニ付書状) (明治) 九月二四日 (橋本)善述↓(辰巳)重房様
- ⑫ (大里新田・藪新田其外買入ニ付書状) (明治)
- ⑬ (青木君之御一封受取ニ付書状) (明治) 六月二日 鈴木高美↓辰巳重房殿
- ⑭ (早川龍助願出事件ニ付書状) (明治) 二月二日 友文↓(辰巳)重房君
- ⑮ 伺書(当月朔日御払御道具惣金高ニ付書状) (明治五年) 壬申一〇月二九日 辰巳重房↓
※端裏に付札あり。
- ⑯ (願出地所手放し難きニ付書状) (明治) 一月 辰巳重房↓
※端裏に「角十一件書取」と記載されている。
- ⑰ (松井清蔭上京ニ付長持取扱方ニ付書状) (明治) 十一月一七日 東京 同僚↓名古屋一等国家従御中
- ⑱ (野生近日上京御長持三棹拝借ニ付書状) (明治) 二月八日 松井清蔭↓辰巳吉兵衛様
※付札あり。
- ⑲ 覚(芝所出来揚り方其外金銭支払ニ付) (明治)
- ⑳ (近日御上京之由ニ而長持三棹御用立方ニ付書状案) (明治)
- ㉑ (御預簡類被下方ニ付書状) (明治五年) 壬申二月 永田益衛↓日比野正明殿外五名
- ㉒ (武州米建相庭東京商社六・七・八月大引書付) 明治六年六月一四日 米与↓
※木版の雛形に大引を書き込んでいる。
- ㉓ (岐阜五千金之儀ニ付書状) (明治) 二月二六日 辰巳重房↓松原栄隆殿
- ㉔ (岐阜五千円之儀ニ付書状) (明治) (白井)武啓↓(辰巳)重房兄
- ㉕ (棚板・捺板請取) (明治) 五月一六日 土木掛↓辰巳重房殿
- ㉖ 記(棚四枚代其外請取ニ付) (明治) 五月三一日 土木掛[㊦]↓辰巳重房殿
- ㉗ 記(大八車代金壹百十銭受取ニ付) (明治) 五月三一日 土木掛[㊦]↓辰巳重房殿

- 28 (御漬蠟石代受取) (明治) ↓辰巳(重房)殿
- 29 (大豆代受取) (明治六年)酉一月 ↓辰巳(重房)殿
- 30 覚(丸形硯代受取二付) (明治)五月一八日 中しまや喜助⑨ ↓小出様
- 31 記(堅木・鯉節代金請取二付) (明治五年)壬申七月二七日 ↓辰巳吉兵衛殿
- 32 (屋敷購入借家取建方二付書状) (明治)四月二七日 正木宗兵衛 ↓辰巳吉兵衛様
- 33 記(中皿其外代金二付) (明治五年)七月 橋本 ↓辰吉(辰巳吉兵衛)様
- 34 (寄桶志荷代) (明治) ↓辰巳様
- 35 覚(二程治教録初代金請取二付) (明治)六月 ↓辰巳殿
- 36 覚(百川学海其外代金請取二付) (明治)六月 ↓辰巳殿
- 37 (返上金割符二付書状) (明治) 鶴翁 ↓辰巳吉兵衛様
- 38 (硯御預り二付書状) (明治)極ノハテ 中□ ↓辰巳(重房)大人
- 39 (過日御内々奉願上候一件二付書状) (明治)一月五日 辰巳重房 ↓佐頭光様
- ※付札あり。
- 40 (県庁江御願申上候件其外二付書状) (明治六年)酉一月五日 珍兵衛 ↓安井喜一様
- 41 (少々行違之廉有之二付書状) (明治)一〇月二六日 辰巳重房・伊藤祐乘 ↓信濃屋有助外一名
- 42 (其節願置候代地其外二付書状) (明治)三月一〇日 ↓天野仁兵衛様
- 43 (水野康功殿初江拝領物二付書状) (明治)一月二〇日
- 44 (御書物御払相成二付書状) (明治) 野間世外 ↓辰巳吉兵衛様
- 45 (益前不不快執筆難渋二付書状) (明治) (野間)世外 ↓辰巳吉兵衛様
- 46 (逸蔵先頃東京へ着二付書状) (明治)二三日 野間世外 ↓辰巳吉兵衛君
- 47 (私御預り筈之儀修覆返上二付書状) (明治)五年)一月二八日 日比野正為 ↓永益衛様
- 48 (岡本清様御預り筆築吟味引替二付書状) (明治)五年)一月二八日 日比野正為 ↓辰巳吉兵衛様
- 49 (山崎大次郎御預り高麗笛引替不申二付書状) (明治)五年)一月二二日 (日比野)正為 ↓辰巳(吉兵衛)様
- 50 (御預管類引渡二付書状) (明治)五年)壬申二月 永田益衛 ↓辰巳(吉兵衛)様
- 51 (暫風邪不快紫雲壱分御払申請度二付書状) (明治)三月八日 服部憲・山田武範 ↓永田益衛様・辰巳吉兵衛様
- 52 (例之早川中甚残念且失敬恐人二付書状) (明治)一月二八日 曾根 ↓辰巳様
- 53 (御賞典引続御渡相成哉其外二付書状) (明治)九月朔 賀隆廣押 ↓辰巳吉兵衛様
- 54 (高橋石斎粹古事記書写其外二付書状) (明治)一〇月二日 井上喬 ↓永田益衛殿
- 55 (古事記一条二付書状) (明治)四月一〇日 忠久押 ↓(植松)有園先生
- ※付札あり。

屋五(十九) (徳川家文書十九)

- ① 略記(海東郡茶屋新田五番割之内字江東分反別書上) (明治三年)同(二年) (明治)
- ② (茶屋新田五番割之内反別書上) (明治)
- ③ 覚(海東郡茶屋新田五番割之内反別書上) (明治)

※「八年十一月廿四日飛鳥彦四郎持参」と記載された付札あり。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ④ 覚(海東郡茶屋新田五番割之内反別書上) (明治)
 ※「未申年之間ニ聞置」と記載された付札あり。
- ⑤ (熱田前新田図) (明治)
- ⑥ 飛鳥新田地券証之反別 (明治)
- ⑦ (飛鳥新田売払ニ付書状) (明治)一〇月一〇日 渡辺甚吉代久助↓早川様 御支配人様
- ⑧ (飛鳥新田竹之郷御扣地売払価格ニ付書状) (明治)
- ⑨ (熱田前新田御川詰所小流登りニ付書状) (明治三年)
- ⑩ (熱田前新田御川行日程ニ付覚) (明治三年)閏一〇月一四日 岡田利右衛門↓
- ⑪ 覚(式拾けん山代) (明治三年)閏一〇月 彦兵衛[㊤]↓御川定番三平様
- ⑫ (力之口西物置大破ニ付書状) (明治三年)一一月一〇日 御年貢地懸↓御作事懸衆様
- ⑬ 御川詰所屋根(略図) (明治三年)
- ⑭ (御川詰所屋根代御渡願) (明治三年)一〇月 熱田新田拾式番所善吉[㊤]↓内家御作事御役所
 ※付札あり。
- ⑮ 熱田前新田御川詰所御修復御入用 (明治三年) 岡田利右衛門懸り↓
- ⑯ (熱田前新田御川詰所御修復入用書上) (明治三年)
- ⑰ 覚(屋根修復代請取) (明治三年)午一一月二四日 かわら屋平藏↓卯兵衛様
- ⑱ (禄券施行前之様子・定光寺船藏其外ニ付書状) (明治)六月二九日 辰巳重房↓服部保殿・橋本善述殿
 ※付札あり。
- ⑲ (稻荷新田之儀ニ付書状) (明治)七月七日 天野佐兵衛↓橋本(善述)様
 ※一紙挿入あり(綴から剥がれた状態)。
- ⑳ 記(上田地券書上) (明治)
 ※下ケ札あり。
- ㉑ (富崎新田反別書上) (明治)
- ㉒ 加家村地先新田内中新田一円 (明治)
 ※二紙挿入あり(綴から剥がれた状態)。
- ㉓ (扣地茶屋渡新田ニ付書状) (明治)八月一四日 中島延充↓橋本善述様・辰巳重房様
 ※細目㉔と糊付けされ綴がれた状態で挟み込まれている。
- ㉔ 覚(熱田前新田川東割合金ニ付) (明治)
 ※細目㉓と糊付けされ綴がれた状態で挟み込まれている。
- ㉕ 記(愛知郡茶屋古新田・同郡茶屋新田反別書上) 明治九年六月
 ※下ケ札二点あり。
- ㉖ (伏間瓦・唐草瓦外修繕入用書上) (明治)
- ㉗ 熱田前新田御川御腰懸御修復御入用積 (明治)
- ㉘ (十九年分飛鳥新田外俵入・出・水上等入用書上) (明治)

- 29 (廿年分道徳新田外蔵入・水揚等入用書上) (明治)
- 30 (新屋敷古塚木建中寺へ用方其外ニ付書状) (明治)五月一七日 辰巳守・橋本善述↓岡田光治殿
- 31 受取記(張芝老艘ニ付) (明治)五月一六日 道徳前新田安井彦三郎↓御苗御字殿
- 32 記(文吉船外三艘代金ニ付) (明治) 森喜右衛門^印↓久三郎様
- 33 砂記(旧三月十四日分其外金銭書上) (明治)
- 34 記(張芝受取ニ付) (明治)五月五日 道徳前所^印↓土主御中
- 35 (寸法書上) (明治)
- 36 記(船坪数書上) (明治) 竹川伊兵衛・伊藤糸八↓
- 37 証文抜写(新田堤外大手三拾間通堤為要害新田附之筈) (明治)
- 38 南大手藻上ヶ場(堤寸法) (明治)
- 39 (御官材合併桴之義地理局へ伺ニ付書状) (明治)五月九日 伊藤清九郎↓森喜左衛門様・二村作左衛門様
- 40 御返書(其御村江材木凡百本余流材ニ付書状) (明治)五月九日 天満村市兵衛↓元道徳前新田戸長御会所御中
- 41 (寸法書上) (明治)
- 42 (地理局官員其外貴地出張ニ付書状) (明治)二年)五月八日
- 43 記(割杭材送りニ付) (明治)二年)卯四月九日 材木屋伊兵衛^印↓道徳喜三郎
- 44 記(材木御渡シニ付) (明治)二年)五月五日 材彦^印↓森喜右衛門様
- 45 (勾配改之義ニ付書状) (明治)五月二日 橋本善述初↓岡田光治殿
- 46 送状之事(三五杭材木ニ付) (明治)二年)卯三月一四日 材木屋庄次郎^印↓道徳新田御会所 森喜左衛門様
- 47 記(材木送りニ付) (明治)二年)卯四月九日 材木屋伊三郎↓喜左衛門様
- 48 記(割杭材御渡シニ付) (明治)二年)五月四日 材彦^印↓道徳新田安井吉三郎様
- 49 記(三尺五寸割杭代) (明治)二年)四月一日 材彦^印↓森喜左衛門様
- 50 記(三尺五寸杭代) (明治)二年)卯三月二日 木屋庄次郎^印↓道徳新田森喜左衛門様
- 51 記(半右衛門船送出老艘受取ニ付) (明治)四月一七日 道徳前新田安井吉三郎^印↓青木治三郎殿
- ※「引合老艘帳簿之方受取」と記載された付札あり。
- 52 記(政藏船張送出老艘受取ニ付) (明治)四月三日 道徳安井吉三郎^印↓青木治三郎殿
- 53 記(政藏船送出老艘受取ニ付) (明治)四月一七日 道徳前新田安井吉三郎^印↓青木治三郎殿
- 54 記(飛鳥政藏張出老艘受取ニ付) (明治)五月四日 道徳安井吉三郎^印↓青木治三郎殿
- 55 記(藤四郎船送出老艘受取ニ付) (明治)四月一七日 道徳前新田安井吉三郎^印↓青木治三郎殿
- 56 記(飛鳥新田政右衛門送出老艘受取ニ付) (明治)四月一七日 道徳前新田安井吉三郎^印↓青木治三郎殿

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- ⑤7 記(政右衛門船張出老艘請取二付) (明治)四月二日 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑤8 記(庄兵衛船送出老艘受取二付) (明治)四月一七日 道徳前新田安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑤9 記(庄兵衛船張出老艘請取二付) (明治)四月二日 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑥0 記(伊兵衛船張出老艘請取二付) (明治)四月二三日 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑥1 記(稲本村六右衛門船張出老艘請取二付) (明治)四月 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑥2 記(糸八船張出老艘受取二付) (明治)四月二四日 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑥3 記(糸八船張出老艘受取二付) (明治)四月二日 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑥4 記(糸八船張出老艘受取二付) (明治)四月一七日 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑥5 記(糸八船張出老艘請取二付) (明治)五月四日 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑥6 記(張出老艘請取二付) (明治)四月 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑥7 記(張出老艘請取二付) (明治)四月 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑥8 記(張出老艘受取二付) (明治) 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑥9 記(張出老艘受取二付) (明治) 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑦0 記(張出老艘請取二付) (明治) 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑦1 記(張出老艘受取二付) (明治) 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑦2 記(張出老艘受取二付) (明治) 道徳安井吉三郎[㊟]↓青木治三郎殿
- ⑦3 道徳前新田古木入水覚 (明治)九月 子三月一九日 ↓御小納戸御役所
- ⑦4 道徳前新田出板入札 (明治)九月 子三月一九日 定藏[㊟]↓御小納戸御役所
- ⑦5 (道徳前新田古木入札覚) (明治)九月 子三月 丈右衛門[㊟]↓
- ⑦6 道徳前新田古木入札覚 (明治)九月 子三月 近藤松右衛門[㊟]↓
- ⑦7 道徳前新田古木入札 (明治)九月 子三月 伴右衛門[㊟]↓
- ⑦8 入札(波板) (明治)九年 伊三郎外四名↓
- ⑦9 古木之覚 (明治)九年
※形態は横。
- ⑧0 覚(入札代) (明治)九年三月二〇日 惣左衛門↓
- ⑧1 (蓋板外覚) (明治) さ、き中兵衛↓
- ⑧2 (敷板外覚) (明治) 笠原龍三↓
- ⑧3 (ケ輪板枚数覚) (明治)
- ⑧4 (檜ケ輪板枚数覚) (明治) 中野惣太郎↓

- 85 西京人数(計吏・同心・御口番・御中間其外) (明治)
- 86 (茶・柏天羅其外家根船へ入れる物等書上) (明治)
- 87 記(上納金・地代金其外書上) (明治)
- 88 記(金式分ト式拾三錢精算之上落手ニ付) (明治三〇日 山中拝↓石原様)
- 89 (柴田・道徳前新田年貢高書上) (明治)
- 90 覚(金子書上) (明治) いづみや林蔵↓
- 91 記(魚代金相渡) (明治八年)一月三日 浜会↓御川懸り殿
- 92 (永田益衛屋敷畑明細書上) (明治)
- 93 急廻状(知多郡中辛未租稅前納殘之分ニ付) (明治五年)壬申九月 白井武啓↓草木村・坂部村ほか三五ヶ村
- 94 記(加家村出米之分其外ニ付) (明治)
- 95 (建物用途并取建諸人費書上) 明治七年一〇月 永田益衛↓
- 96 (古井村田地之儀其外ニ付書状) (明治)二月二十九日 吉田半一郎物行↓五一郎君・吉兵衛君
- 97 (内家御買上田地之儀其外ニ付書状) (明治)一月二〇日 吉田半一郎物行↓田原君
- 98 (田地御買上之歎願其外ニ付書状) (明治)二月朔日 対馬三郎拝↓田原様・辰巳様
- 99 (柴田新田新川蔵之分米五十五石久三郎江弘ニ付書付) (明治)一〇年六月六日
- 100 (南柴田新田之米相払ニ付相場覚) (明治)一〇年
- 101 記(稻荷納米五百五十六俵代金相納ニ付蔵出之事) (明治)一〇年七月三日 徳川邸↓若狭屋久三郎
- 102 記(新邸地納米式百六拾壹俵代金相納ニ付蔵出之事) (明治)一〇年六月二〇日 若狭屋久三郎↓
- 103 記(飛鳥納米式百五拾石余相納ニ付蔵出之事) (明治)一〇年五月二〇日 若狭屋久三郎↓
- 104 記(知多米三拾式俵相納ニ付蔵出之事) (明治)一〇年七月一八日 大曾根町米屋喜兵衛↓
- 105 (御蓮池米六十三俵利兵衛江相払ニ付覚) (明治)一〇年六月二二日
- 106 記(升取米式石壹升八合相納ニ付蔵出之事) (明治)一〇年八月二〇日 徳川邸↓理兵衛
- 107 記(南柴田米百八拾俵代覚) (明治)一〇年七月
- 108 記(南柴田新田納米入札ニ付) (明治)一〇年七月二日
- ※下ヶ札あり。
- 109 (老斗九升五合覚) (明治)
- 110 記(柴田納米百八拾俵入札申請ニ付) (明治) 萬屋甚兵衛↓
- 111 記(柴田納米老斗九升八合御米申請ニ付) (明治)一〇年七月二日 わかさや久三郎↑上
- 112 記(柴田納米百八拾俵申受度ニ付) (明治)一〇年七月二日 仲仕利兵衛↓上
- 113 記(知多米式俵御払申請度ニ付) (明治)一〇年七月二日
- ※紙片「入札」とも。
- 114 記(知多米三十式俵直段ニ而申請度ニ付) (明治)一〇年七月一五日 米屋喜兵衛↓御家御衆中様
- ※奥に「入札 大曾根町 米屋喜兵衛」と記載されている。
- 115 記(知多郡大里村御蔵米三拾四俵入札ニ付) (明治)一〇年七月一五日 米や松兵衛④↑上
- 116 記(知多米納米三拾式俵入札ニ付) (明治)一〇年七月一六日 米屋清蔵④↓上

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ①⑰ 記(知多納米三拾式俵御払申請度ニ付) (明治一〇年)七月二十六日 仲仕利兵衛↓上
- ⑱ (十四石八升覚) (明治)
- ⑲ 覚(七九竹大小其外上納ニ付) (明治四年)一〇月 出来町新蔵↓松本勝左衛門様
※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。細目⑲～⑳は糊付け一括。
- ⑳ 覚(葉付小竹其外上納ニ付) (明治四年)一二月 新蔵⑲↓松本勝左衛門様
- ㉑ (てんほなし代覚) (明治二〇年)一月九日
- 尾五九二〇 (徳川家文書二十)(八雲開拓関係) (明治一七年)同一八年)
- ① (飯沼今明日入来其外ニ付書状) (明治一七年)二月二日 (中川)庄太↓吉知(吉田知行)様
※封筒とも。封筒表「東京本所区横網町一丁目十九番地徳川殿御邸内吉田知行殿」、封筒裏「函館港相生町五十三番地中川庄太」。
- ② (芋製粉見込・送金其外ニ付書状) (明治一七年)二月二日 (片桐)助作↓(吉田)知行様
※封筒とも。封筒表「東京本所区横網町壹丁目徳川御邸内吉田知行殿」、封筒裏「函館港相生町中川庄太方片桐助作」。
- ③ (今回御当地御打合之御書類御示シ其外ニ付書状) (明治一八年) (中川)庄太↓(吉田)知行
※封筒とも。封筒表「東京本所区横網町一町め徳川様御邸内吉田知行殿」、封筒裏「函館港相生町五拾三番地中川庄太」。
- ④ (精兄静岡転住学問ニ付書状) (明治一一年)一月七日 (片桐)助作↓(吉田)知行
※細目④～⑥は封筒一括。封筒表「東京横網町徳川様御内吉田知行殿 蠅殻丁十二番柳原」、封筒裏「函館県山越郡八雲村片桐助作」。
- ⑤ (お富様より御祝儀難有ニ付書状) (明治一一年)一月七日 中川庄太↓御家扶御中
- ⑥ (私借入金ノ儀ニ付書状) (明治) 中川庄太↓御家扶様
- ⑦ (金三百円照会ニ付書状) (明治一七年)二月一日 八雲村片桐助作始↓東京御家扶御中
- ⑧ (請求金ニ付書状) (明治一一年)二月二日 中川庄太↓御家令様御中
- ⑨ (八雲村開墾費函館請求金高ト八雲申上金高ト相違ニ付書状) (明治) 函館中川庄太・八雲片桐助作↓東京御家令扶御中
- ⑩ (八雲村より貴地進呈候様申来ニ付書状) (明治一七年)二月五日 中川庄太↓御家令扶御中
※細目⑩～⑪は封筒一括。封筒表「東京本所区横網町一町め拾九番地徳川様御邸吉田知行様」、封筒裏「函館区相生町五十三番地中川庄太」。
- ⑪ (愛知之藍職人出京藍玉手本差立候様八雲より申立ニ付書状) (明治一七年)二月五日 (中川)庄太↓吉知(吉田知行)様
- ⑫ (開墾地備金払尽東京邸請求ニ付書状) (明治一七年)二月七日 (中川)庄太↓御家令扶御中様へ
- ⑬ 御預り金支払ノ事(牧牛社へ式百円・牧馬社へ五拾円・紡績会社御出金其外) (明治一七年) (中川)庄太↓吉知(吉田知行)様
- ⑭ (八雲村より請求金其外ニ付書状) (明治) (中川)庄太↓
- ⑮ (病床至難ニ付書状) (明治) (中川)庄太↓
- ⑯ (御送金御配意厚謝ニ付書状) (明治) (中川)庄太拜↓吉知(吉田知行)様
※封筒とも。封筒表「東京本所横網町一町目拾九番地徳川様御邸内吉田知行殿」、封筒裏「函館港相生町五十三番地中川庄太」。
- ⑰ (八雲村人氣改革案ニ付書状) (明治一七年)二月三日 片桐助作↓吉田知行老兄
- ⑱ (財政一件・八雲負債一件其外ニ付書状) (明治一七年) (中川)庄太↓吉知(吉田知行)様

横綴

一

〔加藤九郎右衛門初来状一括〕

（明治）

横綴

一

⑰（御尋問之件々回答ニ付書状）（明治一七年）一月二三日（片桐助作↓吉田）知行老兒

※鮭魚捕獲・大根播種・藍製造などの景況が記載されている。

⑱（本年凶荒ニ付勤儉講預り金下渡其外ニ付書状）（明治一七年）二月一七日（片桐助作↓吉田）知行様

⑲（金七百円本年開墾費中より繰合函館中川へ御廻シ相成度照会）（明治一七年）二月一七日（八雲村片桐助作↓御本邸御家令扶御中

①（表紙）（明治）

※「加藤九郎右衛門初来状 二十通一括 雑一」と記載されている。下ヶ札あり。

②（当県有志士族興産場実施上ニ係り中村永正等発企ニ付書状）（明治一七年）二月一八日（在中島郡稲葉興産場創立賛成兼松正紀↓家令大津直行殿

直行殿

※十八代徳川義禮や伊藤次郎左衛門らの名前が記載されている。

③（義禮殿御伺之上御取計いたし度ニ付書状）（明治一七年）四月二四日（加藤大休↓大津老

④（東照宮御興御表具致度其外ニ付書状）（明治一二年）三月三日（加藤九郎右衛門大休↓大津直行殿

⑤（仏具等ニ付書状）（明治一臘月）二三日（加藤大休↓大津直行

⑥（義禮殿へ言上御直答有之様いたし度其外ニ付書状）（明治一七年）（加藤九郎右衛門）↓（大津直行）

※後欠。

⑦（東照宮事務所其外ニ付書状）（明治一七年）七月二日（加藤九郎右衛門↓大津直行殿

※封筒とも。

⑧（義禮殿江出興産有付其外ニ付書状）（明治一七年）三月九日（加藤大休↓大津老

⑨（義禮殿より先般給り候反物御取替被成下度御報知之趣其外ニ付書状）（明治一七年）三月四日（加藤大休↓大津）直行殿

⑩（愚老願主となり東照宮江弓術・鎗術・柔術奉納其外ニ付書状）（明治一七年）二月三日（加藤大休↓大津直行殿

⑪（御召下御袴之儀ニ付書状）（明治一七年）三月二五日（加藤大休↓大津直行殿

⑫（従五位殿御来臬呈品致其外ニ付書状）（明治一七年）二月五日（加藤大休↓大津）直行殿

※従五位殿は十八代徳川義禮のこと。

⑬（東照宮神官大嶋為宜相談火鉢尅対拝借いたし度ニ付書状）（明治一七年）三月一七日（加藤九郎右衛門↓大津直行殿

⑭（其節御内談置候西山初江極密談いたし置其外ニ付書状）（明治一七年）二月二日（加藤大休↓大津老

⑮（東照宮江猿楽奉納ニ付書状）（明治一七年）二月一七日（加藤九郎右衛門↓徳川義禮殿

⑯（愛知県士族加藤九郎右衛門・中村永正・伊藤正秀名前書付）（明治一七年）（加藤九郎右衛門）↓

⑰（士族興産ニ付中村永正義禮殿江可申上哉も難計ニ付書状）（明治一七年）二月五日（加藤大休↓大津）直行殿

⑱（高木任那公債証書所持有之候哉承知致し度ニ付書状）（明治一七年）二月九日（辰巳守↓山本君・松田君

⑲（本日御邸江罷出候間特別拝謁可被仰付候様仕度ニ付書状）（明治一七年）一九日（加藤大休↓大津直行殿

⑳（当県有志士族興産場創設方ニ係り郡下出頭ニ付宜御取計相成度旨書状控）（明治一七年）一月（徳川家大津直行↓各郡長御中

※綴から剥かれた状態で見込まれている。

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ⑲ (従五位殿御帰京御機嫌克天氣御伺被為済祝着其外ニ付書状) (明治)一月八日 (加藤)大休↓大津老
※綴から剝かれた状態で挟み込まれている。従五位殿は十八代徳川義禮のこと。
- ⑳ (特別言上仕度儀有之ニ付願書) (明治)一六年)二月一七日 愛知県士族 加藤九郎右衛門↓徳川義禮殿
- ㉑ (士族授産方法ニ付従五位様ヨリモ御賛成預り度願書) 明治)一六年)二月二三日 中村永正↓大津直行殿
- ㉒ (東照宮江献茶仕度ニ付言上書) (明治)一六年)二月二日 加藤九郎右衛門↓
- ㉓ (当県御滞在材木屋総兵衛御保養中奉伺度ニ付言上書) (明治)一六年)臘月一二日 士族授産発起人 加藤九郎右衛門・中村永正外一名↓
※士族授産有志の服部彦助・津田同意・菊永兼安・雑賀重英・成田兼吉・伊藤正秀・水谷政利・中村梢三郎・加藤勘十郎・岸上武了・中野弥助の名前が記載されている。綴から剝かれた状態で挟み込まれている。
- ㉔ (東照宮江猿楽奉納仕度ニ付言上書) (明治)一六年)二月二日 士族授産発起人 加藤九郎右衛門・中村永正外一名↓
⑳ 謹而言上願(東照宮御直筆御表具切御紋付ニシキ織込之御切御下願・士族授産方法上申・一橋玄同殿江封物差上度等) (明治)一六年)二月二五日 加藤九郎右衛門↓徳川義禮殿
※一橋玄同は十五代徳川茂徳のこと。

扉五三

官軍奥羽出兵動書

明治六年八月

軍資方

*愛知県貴属士族が官軍につき東京・奥羽へ出兵した際の勤書をまとめたもの。

扉五三

[歎願書]

慶応四年(明治)一〇年

縦

- ① 歎願書(賞典米御分与願) 明治)一〇年)三月二六日 元一番隊 江原久次隊 士族 岡野高英①外一九名など↓徳川従一位殿
※富永兼保の奥書あり。感状写二点とも。徳川従一位殿は十四代・十七代徳川慶勝のこと。
- ② 添願(岡登高英初説諭ニ付) 明治)一〇年)三月 平岩純祥②・田辺常武③・吉田有政④・林武綱⑤・津金忠恕⑥↓
- ③ 上(奥羽追討及び八国鎮台府取建万民撫育ニ付歎願) 慶応)四年)辰七月 常陸国河内郡泉村 石嶋饒・同国同郡宮渕村 大野龍之助・下総国相馬郡門倉村 門倉惣之助↓(蛸須賀茂留)
※冒頭「阿州侯閣下に奉言上」と記載されている。

扉五三

道中入用金渡帳(名古屋表立帰ニ付)

明治五年壬申三月四日

鈴木小六郎↓

扉五四

明治四年会計表

明治四年

鋪

*「公納」「社寺」「手元」「文学」「土木」「旅費」「台所」「定例賜」「臨時賜」「日当」「郵便」「地並費」「臨時費」「出京費」の項目で構成される。尾一六〇九(一)「明治四年 諸入費月締帳」をまとめて表にしたもの。

扉五五

明治七年会計表

明治七年

鋪

*「公納」「社寺」「手元」「文学」「土木」「台所」「厩」「定例賜」「臨時賜」「音信」「男給」「女給」「区費」「地並費」「臨時費」「便費」「旅費」「日当」「月費」

の目で構成される。尾一―一六〇九(四)「明治七年諸入費月縮帳」をまとめて表にしたもの。

尾五六	明治七年分 御家禄御賞典禄米請取仕払帳	明治八年四月	横	一
尾五七	田畑反畝絵図面帳(上古井村)	明治四年末一二月	縦	一
尾五六	熱田新田彦十郎作十郎 <small>江借渡金ニ付証文其他書付写</small>	文化元年	縦	一

